

業務等質問（回答）書

提出日：令和6年4月5日

発注機関名	長野県諏訪地域振興局	公 告 日	令和6年3月25日
業 務 名 業務箇所名	令和6年度ソーシャルメディアを活用した諏訪地域観光PR業務 諏訪地域振興局管内		
質 問 内 容	<p>① 制作点数は最低でも2本は必須と考えて良いですか？ （諏訪湖周エリア・八ヶ岳西麓エリア、各1本）</p> <p>② 動画の長さは、受託者とインフルエンサーが協議のうえ決定して良いですか？</p> <p>③ インフルエンサーを起用したPRの場合、ステマ対策のためにInstagramではタイアップタグをつける必要があります。 どのアカウントとタイアップをしたら良いでしょうか？新規アカウント開設も事業内容に含まれますか？</p> <p>④ 紹介するコンテンツや宿泊施設は、指定がありますか？受託者とインフルエンサーが協議のうえ決定して良いですか？</p>		

回答日：令和6年4月8日

回 答	<p>① 諏訪湖周エリア・八ヶ岳西麓エリアを分けて制作する必要はありませんが、想定する誘客ターゲットごとに分けて制作することを想定しているため、最低2本とします。ただし、同一人物が2つのターゲットを兼ねる場合はこれによりません。</p> <p>② 公募時の提案を基に、委託者と協議のうえ決定します。</p> <p>③ 委託者等が保有するInstagramアカウントを想定しています。新規アカウント開設は本業務の必須項目としておりませんが、必要に応じてご提案ください。</p> <p>④ 紹介するコンテンツに関する指定は仕様書（案）3（1）②及び④に記載のとおりです。公募時の提案を基に、委託者と協議のうえ決定します。</p>		
-----	--	--	--